



知っとる？

障害者差別解消法

私たちの社会には、さまざまな人が暮らしています。

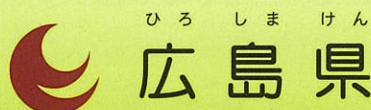
そして、誰もが同じように生活する権利を持っています。

しかし、障害のある人は、差別や障壁によって権利利益が侵害されることがあります。
障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）は、

障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定され、
平成28年4月1日に施行されました。令和6年4月1日には「改正障害者差別解消法」

が施行され、事業者による「合理的配慮の提供」が義務となりました。

広島県は、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指します。



このパンフレットには、目の不自由な方への情報提供を目的に音声コードを貼付しています。また、音声コードの位置が触れてわかるように切り込みを入れています。各ページの音声コードを活字読み上げ装置で読み取らせると、音声で読み上げます。



しょうがいしゃさべつかいしょうほう ふとう さべつてきとりあつか
障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」と
ごうりてきはいいりょ ていきょう さべつ
「合理的配慮の提供をしないこと」が差別であるとされています。

ふとう さべつてきとりあつか
「不当な差別的取扱い」ってなに？

せいとう りゆう しょうがい ていきょう きょひ せいげん
正当な理由がないのに、障害があるということでサービスなどの提供の拒否・制限
をすることです。

せいとう りゆう ばあい とりあつか きゃっかんてき み せいとう もくてき もと おこな
※正当な理由がある場合とは、その取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたもので、
その目的に照らしてやむを得ないと言える場合であり、個別の事案ごとに判断されます。

ごうりてきはいいりょ
「合理的配慮」ってなに？

しょうがい ひと にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ う せいげん げんいん
障害のある人が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる
しゃかいてきしょうへき と のぞ しょうがい ひと たい こべつ じょうきょう おう おこな はいりょ
社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮
のことです。

じぎょう もくてき じつげんかのうせい ひようふたん ようそ ごうりょ たいわ そうごりかい つう かじゅう
※事業の目的、実現可能性、費用負担など、さまざまな要素を考慮し、対話による相互理解を通じて、過重
な負担とならない範囲で対応します。

ふとう さべつてきとりあつか ぎょうせいきかん じぎょうしゃ かいしゃ みせ きんし
不当な差別的取扱いをすることは、行政機関も事業者（会社やお店など）も禁止されます。

ぎょうせいきかん じぎょうしゃ しょうがい ひと ごうりてきはいいりょ ていきょう ぎむ
また、行政機関、事業者は、障害のある人への合理的配慮の提供が義務となっています。

く ぶん 区 分	ぎょうせいきかん やくしょ 行政機関（役所）	じぎょうしゃ かいしゃ みせ 事業者（会社、お店など）
ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱い	きん し 禁 止	きん し 禁 止
ごうりてきはいいりょ ていきょう 合理的配慮の提供	ほうてき ぎ む 法的義務	ほうてき ぎ む 法的義務

かいしゃ みせ てきせつ たいおう くに ひつよう たいおう しん じぎょう ぶん や さだ
会社やお店などが適切に対応するために、国は必要な対応指針を事業分野ごとに定めました。

また、どんな対応をしたか、行政機関に報告するよう求められたり、差別をしないように指導、
かんこく
勧告されることがあります。

しゃかいてきしょうへき
社会的障壁とは？

にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ おく うえ しょうがい ひと しょうへき
日常生活や社会生活を送る上で、障害のある人の障壁となるようなことです。

- （例） ● 街なかに段差があると、車いすは進めなくなります。
● 漢字ばかりの書類だと理解しづらい人がいます。

※この他にも、利用しづらい制度、潜在する慣行、偏見などさまざまです。



しょうがい ひと ひと
障害のある人にも、さまざまな人がおられます。
しょうがいしゃさべつかいしょうぼう たいしょう しょうがいとくせい しょうかい
ここでは、障害者差別解消法の対象となる障害特性を紹介します。

しかくしょうがい
視覚障害とは

なん げんいん しきのう しょうがい
何らかの原因によって視機能に障害があ

ることで、全く見えない場合と見えづらい場合とがあります。

なお、見えづらい場合の中には

- さいぶがよくわからない ● ひかりがまぶしい ● くら暗いところでは見えにくい
- 見える範囲が狭い ● とくていいろわ特定の色が分かりにくい などのしょうじょう症状があります。



ちょうかく げんごしょうがい
聴覚・言語障害とは

ちょうかくしょうがい おと まった き
聴覚障害とは、音などが全く聞こえないか、または聞こえにく

いことをいいます。また先天性のものと、事故や病気で途中から聞こえなくなる中途失聴とがあります。

げんごしょうがい ことば りかい ひょうげん こんなん げんごきのう しょうがい はつおん はっせい
言語障害には、言葉の理解や表現が困難な言語機能の障害と、発音や発声だけがうまくでき
ないおんせいきのう しょうがい ちょうかくしょうがい げんごしょうがい ちょうふく
音声機能の障害とがあります。また、聴覚障害と言語障害が重複することもあります。

もう しかく ちょうかく ちょうふくしょうがい
盲ろう（視覚と聴覚の重複障害）とは

しかく ちょうかく りょうほう しょうがい
視覚と聴覚の両方に障害があります。

したいふじゆう
肢体不自由とは

しゅつしょうじ じこ びょうき じょうし か しんたい きのう
出生時・事故・病気で、上肢・下肢・身体機能

に障害があり、歩行など日常生活が困難になった状態を言います。身体が不自
由なだけでなく、体温調節が困難な方も多いです。また、発語や不随意運動
(身体が自分の思いとは関係なく動いてしまう)があり、自分の意思を伝えるに
くい方もいます。

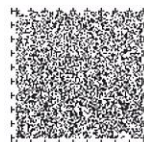


こうじのうきのうしょうがい
高次脳機能障害とは

てんらく こうつうじこ のうがいしょう のうしゅつけつ のうこうそく
転落や交通事故による脳外傷、脳出血や脳梗塞、クモ

膜下出血などの脳卒中、脳炎など、脳がダメージを受けることによって生じる認知面の
しょうがい
障害のことをいいます。

のう
脳にダメージを受けると、コミュニケーションをとる、必要な情報に集中する、記憶する、
けいさん けいかく た かんじょう あいて き も りかい
計算する、計画を立てる、感情をコントロールする、相手の気持ちを理解するな
ど、にんちめん もんだい お にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ むずか
認知面に問題が起こり日常生活や社会生活が難しくなってくることがあり
ます。



内部障害とは

内部機能の障害であり、身体障害者福祉法では「心臓機能」、「呼吸器機能」、「腎臓機能」、「ぼうこう・直腸機能」、「小腸機能」、「肝臓機能」、「ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能」の7種類の機能障害が定められています。

知的障害とは

知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあることを言います。

主な特徴は、「ことばを使う」、「記憶する」、「抽象的なことを考える」などに少し時間がかかります。また、仕事の手順をすぐ覚えることや、人とのやりとりにはすばやく対応することが困難な場合があります。

発達障害とは

発達障害の特性には、次のようなものがあり、重複して現れることや知的な遅れを伴うこともあります。

自閉症	ことばの発達の遅れ、コミュニケーションの障害、対人関係・社会性の障害、パターン化した行動、こだわり
アスペルガー症候群	基本的に言葉の発達の遅れはない、コミュニケーションの障害、対人関係・社会性の障害、パターン化した行動、興味・関心のかたよりの、不器用（言語発達に比べて）
注意欠陥多動性障害（AD/HD）	注意力散漫（うっかりして、同じ間違いを繰り返す） 多動性（おしゃべりが止まらない、待つことが苦手） 衝動性（約束や決まり事を守れない、だしぬけに行動してしまう）
学習障害（LD）	全般的な知的発達に遅れはないのに、「読む」「書く」「計算する」などの能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難がある

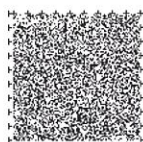
発達障害の原因についてはまだ分かっていませんが、生まれながらの脳機能の障害と考えられています。保護者の育て方や本人の努力不足が原因で起こるものではありません。

精神障害とは

統合失調症や気分障害（うつ病、双極性障害）などの精神疾患では、幻覚や妄想、不安やイライラ感、ゆううつな気分、不眠などが認められ、日常生活や社会生活のしづらさがみられます。症状の多くは薬の治療や環境が安定することにより軽くなっていきます。

難病とは

発病の仕組みが明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であり、この疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることになるものと定められています。



「不当な差別的取扱い」・「合理的配慮」の具体例（生活の場面別）

行政機関など

【不当な差別的取扱いの例】

- ✕ 窓口対応を拒否する、順番を遅くする、書面や資料を渡さない
- ✕ イベントなどにおいて、電動車いすでの入場を認めない



【合理的配慮の例】

- 順番を待つことが苦手な障害のある人に対し、周囲の理解を得た上で手続き順を変更する
- 疲労や緊張などに配慮し別室や休憩スペースを設ける



学校など

【不当な差別的取扱いの例】

- ✕ 学校への入学出願の受理、受験、入学、授業の受講、研究指導、実習などの校外教育活動、入寮、式典参加などについて、拒否したり、正当な理由のない条件を付加する
- ✕ 試験などにおいて合理的配慮を受けたことを理由に、試験結果を評価対象から除外したり評価に差をつける



【合理的配慮の例】

- 意思疎通のために絵や写真カード、ICT（情報通信技術）機器などを活用する
- 運動会で、休憩室を設置し、暑さ対策などで利用する
- 受講科目を選択する際、学生相談室や学部担当教員と連携して、適切な選択となるよう個別に支援・指導を行う



病院・福祉施設など

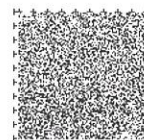
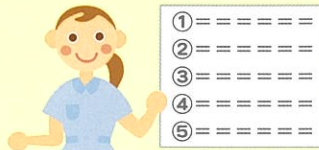
【不当な差別的取扱いの例】

- ✕ 病院受診の際に、手話通訳の同伴を拒否する
- ✕ 本人を無視して、介助者・支援者や付き添い者のみに話しかける



【合理的配慮の例】

- 車いすの利用者が利用しやすいようカウンターの高さに配慮する
- 治療において、治療の手順を表にして見通しを示す



交通（鉄道、バス、タクシーなど）

【不当な差別的取扱いの例】

- × 身体障害者補助犬の同伴を理由に乗車を拒否する
- × 障害を理由として、乗車を拒否する



【合理的配慮の例】

- 遅延情報について、音声案内だけでなく、電光掲示を行う（鉄道）
- 停留所名表示器などの設置のほか、肉声による音声案内をこまめに行う（バス）



住まい

【不当な差別的取扱いの例】

- × 障害を理由として、物件の仲介を拒否する
- × 障害を理由とした誓約書の提出を求める



【合理的配慮の例】

- 最寄駅から一緒に歩いて確認したり、中の様子を分かりやすく案内する
- 障害のある人の求めに応じてバリアフリー物件などがあるかを確認する



銀行など

【合理的配慮の例】

- 自筆が困難な障害のある人からの要望を受けて、本人の意思確認を適切に実施した上で、代筆対応する

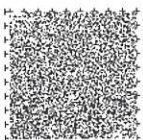
- 「筆談対応いたします」などのプレートや、主な手続きを絵文字などで示したコミュニケーションボードを用意する
- 取引、相談などの手段を、非対面の手段を含めて複数用意する

小売店など

【合理的配慮の例】

- 困っていると思われるときは、まずは声をかけ、手伝いの必要性を確かめてから対応する

- 障害のある人に配慮した駐車場について、健全者が利用することのないよう注意を促す
- 男子トイレ・女子トイレの表示を大きくし、色で識別する
- 精算時に金額を示す際は、金額が分かるようにレジスター又は電卓の表示板を見やすいように向ける、紙などに書く、絵カードを活用するなどして示すようにする



いんしょくてん 飲食店など

【不当な差別的取扱いの例】

- ✕ 身体障害者補助犬の同伴を拒否する
- ✕ 障害を理由として、入店や宿泊を拒否する
- ✕ 保護者、介助者の同伴を条件とする



【合理的配慮の例】

- 段差がある場合に、車いす利用者にキャスター上げなどの補助をする
- エレベーターがない施設の上下階に移動する際、マンパワーで移動をサポートする
- 車いす使用を事前に伝えてもらい、出入りがしやすい場所のテーブルを準備する

さいがいじ 災害時

【合理的配慮の例】

- 災害時に関係事業者の管理する施設の職員が直接災害を知らせたり、緊急情報を視覚的に受容することができる警報設備などを用意したりする

- 館内放送を文字化したり、電光掲示板、手書きのボードなどを用いて分かりやすく案内し誘導する
- 他人との接触 多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声などがある場合、緊張を緩和するため、当該障害のある人に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備する

しょうがい ひと こよう しゅうぎよう しょうがい りゆう さべつ かいしやう
障害のある人の雇用・就業における障害を理由とする差別の解消については、
しょうがいしゃ こよう そくしんとう かん ほうりつ しょうわ ねんほうりつだ い ごう さだ
「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和35年法律第123号)で定められています。

<ポイント>

1 雇用の分野における差別的取扱いの禁止

ぼしゆう さいよう ちんぎん はいち しょうしん こよう ぶんや しょうがい りゆう
募集・採用、賃金、配置、昇進などの雇用の分野において、障害を理由とする
さべつ きんし
差別が禁止されます。

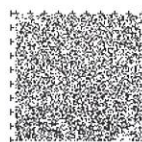
2 雇用の分野における合理的配慮の提供義務

ぼしゆう さいようじ さいようご ごうりてきはいりよ ていきようぎむ
募集・採用時、採用後において、合理的配慮を提供する義務があります。

3 相談体制の整備、苦情処理・紛争解決の援助

じぎやうぬし しょうがい ろうどうしや そうだん たいおう そうだんまどぐち せっち
事業主は障害のある労働者からの相談に対応するために相談窓口の設置など
ひつよう たいせい せいび くじやう もうしで う
必要な体制を整備しなければなりません。また、苦情の申出を受けたときは、
じしゆてき かいけつ はか つと ひつよう
その自主的な解決を図るよう努める必要があります。

※お近くのハローワークにお問い合わせください。



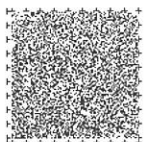
しょうがいしゃさべつかいしょうぼうかん そうだんまどぐち
障害者差別解消法に関する相談窓口

けん しちようめい 県・市町名	たん どう か 担 当 課	しょ ざい ち 所 在 地	でん わ 電 話	ファックス F A X
ひろしま けん 広島県	しょうがいしゃ し えん か 障害者支援課	ひろしま し なか く もとまち 広島市中区基町10-52	082-513-3157	082-223-3611
ひろしま し 広島市	かく か そうだん か ※各課で相談可	ひろしま し なか く こくたい し まちいっしょうめ 広島市中区国泰寺町一丁目6-34	082-504-2147 (しょうがい ふく し か 障害福祉課)	082-504-2256 (しょうがい ふく し か 障害福祉課)
くれ し 呉市	しょうがい ふく し か 障害福祉課	くれ し ちゅうおうよんちようめ 呉市中央四丁目1-6	0823-25-3523	0823-25-2522
たけ はら し 竹原市	ちいき ささ すいしんか 地域支えあい推進課	たけ はら し ちゅうおう ご ちようめ 竹原市中央五丁目1-35	0846-22-2276	0846-22-5311
み はら し 三原市	しょうがいしゃ ふく し か 障害者福祉課	み はら し みなとまちさんちようめ 三原市港町三丁目5-1	0848-67-6060	0848-64-2130
おの みち し 尾道市	しゃ かい ふく し か 社会福祉課	おの みち し く ぼ いっしょうめ 尾道市久保一丁目15-1	0848-38-9124	0848-38-9206
	いん の し ま ふく し か 因島福祉課	おの みち し いん の し ま は ぶちよう 尾道市因島土生町7-4	0845-26-6209	0845-22-2650
ふく やま し 福山市	かく か そうだん か ※各課で相談可	ふく やま し ひがしきくらまち 福山市東桜町3-5	084-928-1062 (しょうがい ふく し か 障がい福祉課)	084-928-1730 (しょうがい ふく し か 障がい福祉課)
ふ ちゅう し 府中市	ふく し 社 課 福祉課	ふ ちゅう し ふ かわちよう 府中市府川町315	0847-44-9149	0847-45-3206
みよ し し 三次市	しゃ かい ふく し か 社会福祉課	みよ し し とお か いちなかにちようめ 三次市十日市中二丁目8-1	0824-65-2051	0824-62-6285
	しょうがいしゃ し えん 障害者支援センター	みよ し し とお か いちひかしさんちようめ 三次市十日市東三丁目14-1	0824-65-1131	0824-65-1132
しょう ばら し 庄原市	しゃ かい ふく し か 社会福祉課	しょう ばら し なかほんまちいっしょうめ 庄原市中本町一丁目10-1	0824-73-1210	0824-75-0245
おお たけ し 大竹市	ふく し 社 課 福祉課	おお たけ し お がたいっしょうめ 大竹市小方一丁目11-1	0827-59-2146	0827-57-7185
ひがしひろしま し 東広島市	しょうがい ふく し か 障がい福祉課	ひがしひろしま し さいじょうさかえまち 東広島市西条栄町8-29	082-420-0180	082-420-0181
はつ か いち し 廿日市市	しょうがい ふく し か 障害福祉課	はつ か いち し しんぐういっしょうめ 廿日市市新宮一丁目13-1	0829-30-9152	0829-20-1611
あき たかた し 安芸高田市	しゃ かい ふく し か 社会福祉課	あき たかた し よし だちようよしだ 安芸高田市吉田町吉田791	0826-42-5615	0826-42-2130
え た じま し 江田島市	しゃ かい ふく し か 社会福祉課	え た じま し おおがきちようおおばら 江田島市大柿町大原505	0823-43-1638	0823-57-4432
ふ ちゅう ちよう 府中町	ふく し 社 課 福祉課	あき ぐん ふちゅうちようおどおりさんちようめ 安芸郡府中町大通三丁目5-1	082-286-3161	082-283-5775
かい 海 田 ちよう 町	しゃ かい ふく し か 社会福祉課	あき ぐんかい たちようみなみしょうわまち 安芸郡海田町南昭和町14-17	082-823-9207	082-823-9627
くま の ちよう 熊野町	しゃ かい ふく し か 社会福祉課	あき ぐんくま の ちようなかみぞいっしょうめ 安芸郡熊野町中溝一丁目1-1	082-820-5635	082-855-0155
さか ちよう 坂町	みん せい 課 民生課	あき ぐんさかちようへいせい が はまいっしょうめ 安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1-1	082-820-1505	082-820-1521
あき おおたちよう 安芸太田町	けん こう ふく し か 健康福祉課	やまがたぐん あき おおたちようおおざしものごうち 山県郡安芸太田町大字下殿河内236	0826-25-0250	0826-22-0686
きた ひろしまちよう 北広島町	ふく し 社 課 福祉課	やまがたぐんきたひろしまちようあり だ 山県郡北広島町有田1234	0826-72-7352	0826-72-5242
おおさきかみしまちよう 大崎上島町	ふく し 社 課 福祉課	とよ た ぐんおおさきかみしまちようきのえ 豊田郡大崎上島町木江4968	0846-62-0301	0846-62-0304
せ ら ちよう 世羅町	ふく し 社 課 福祉課	せ ら ぐん せ らちようおおざほんごう 世羅郡世羅町大字本郷947	0847-25-0072	0847-25-0070
じんせきこうげんちよう 神石高原町	ふく し 社 課 福祉課	じんせきぐんじんせきこうげんちようこばたけ 神石郡神石高原町小島1701	0847-89-3335	0847-85-3394



ひろしまけん うんどう すいしん くわ らん
 広島県では、あいサポート運動を推進しています。詳しくは、HPをご覧ください。

広島県 あいサポート運動 検索



へんしゅう はつこう
 編集・発行

ひろしま けん けん こう ふく し きょくしょうがいしゃ し えん か
 広島県健康福祉局障害者支援課

〒730-8511 広島市中区基町10-52

でん わ
 電話：082-513-3157

ひろしま し なか く もとまち
 ファックス
 FAX: 082-223-3611